

～桂萱地区にお住まいの皆様へ～

令和7年度 市民税・県民税申告の出張会場

【出張会場・期間】

◎混雑回避のため、来場は極力控え、郵送での提出をお願いします。

※いずれの会場も、混雑状況により、入場を制限する場合や受付時間内でも受付を終了する場合がありますのでご了承ください。

◎整理券は、当日の午前8時30分から配布します。時間前には並ばないでください。

会 場	桂萱市民サービスセンター（公民館）ホール
日 時	令和7年2月10日(月) 午前9時30分～午後3時

【町ごとの受付時間】

※出張会場の日時でご都合がつかない方は、本会場へお越しください。

※該当の時間帯にお越しいただいても、混雑状況により受付ができないことがあります。

午前	三俣町 幸塚町 上沖町 下沖町 西片貝町 東片貝町
午後	上泉町 石関町 亀泉町 荻窪町 堀之下町 堤町 江木町 富田町(東ローズタウン自治会)

【本会場・期間】

本会場	前橋市役所（2階 市民税課）
受付日程	令和7年2月17日(月)～令和7年3月17日(月)の平日 午前9時～午後4時 (休日申告は令和7年3月2日(日) 午前9時～午後3時)

【来場される方へのお願い】

- ・当日、会場入口で順番と受付開始時間の目安が記載された整理券を配布します。
混雑状況によっては車での待機や一旦ご自宅に戻っていただくことがあります。
- ・1日の受付人数の上限に達した場合、入場制限をかける場合があります。
- ・介助などやむを得ない場合を除き、複数人での来場はご遠慮ください。

【申告が必要な人】

今年の1月1日現在、前橋市に居住していて、以下のいずれかに該当する方です。

なお、所得税の確定申告をされる方は市民税・県民税の申告は必要ありません。（所得税の確定申告会場についてはこのページ下部をご覧ください。）

- ・給与・公的年金以外に収入(営業、農業、不動産、配当など)がある。
- ・医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする。
- ・昨年中の収入が無く、前橋市内の人の税法上の扶養になっていない。
- ・遺族年金や障害年金などの非課税所得のみ
- ・前橋市外の人の税法上の扶養になっている。 …など

【申告に必要なもの】

本人確認書類 筆記用具・電卓 医療費控除の明細書・医療費通知(該当の方のみ)

収入に関する書類（源泉徴収票、收支内訳書など）控除に関する書類(控除証明書など)

※必要書類を事前に作成していない場合は、受付できません。

【郵送による提出方法】

市民税・県民税の申告書は郵送で提出することができます。詳しくは本市ホームページをご参照ください。

※収入なしかつ控除なしの方は、電子による提出も可能です。



郵送による提出方法



電子による提出方法

【所得税の確定申告について】

確定申告会場	住所	受付期間	受付時間
前橋リリカ (3F リリカホール)	国領町2丁目 14-1	2月17日(月)～3月17日(月)の平日 休日は3月2(日)のみ開設	午前9時 ～ 午後4時

«確定申告についてのお問い合わせ» 前橋税務署 電話:027-224-4371 (自動音声案内で「0」)

確定申告のうち、下記の申告は市役所及び桂萱市民サービスセンター会場では受付できません。
必ず上記の確定申告会場で申告をしてください。

- 土地や家屋などの譲渡所得の申告
- 株式等の譲渡所得
- 住宅借入金等特別控除の申告
- 過年分の申告
- 青色申告、損失申告
- 準確定申告
- 配当(源泉あり特定口座)の申告
- 当初申告を税務署で行った訂正申告
- その他特殊なもの(雑損控除・圧縮記帳・暗号資産・総合利子・少額配当・海外年金や国外金融商品による収入等)
- 先物取引の申告
- 所得税の納税証明書を希望する場合 …など

お問い合わせ

〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号

前橋市役所 市民税課

電話: 027-898-6203 (直通) FAX: 027-224-1321